

## 日本国米利堅合衆国修好通商条約

安政五年戊午六月十九日（一八五八・七・一九）於江戸  
安政七年四月三日（一八六〇・五・一）批准於ワシントン交換  
帝國大日本大君と亞米利加合衆国大統領と親睦の意を堅くし且永続  
せしめん為に両國の人民貿易を通す事を処置し其交際の厚からん  
事を欲するか為に懇懃及び貿易の条約を取結ふ事を決し日本大君は  
其事を井上信濃守岩瀬後守に命し合衆国大統領は日本に差越たる  
亞米利加合衆国のコンシユルゼネラル、トランセント、ハリス  
に命し雙方委任の書を照応して下文の条々を合議決定す

第一条 向後日本大君と亞米利加合衆国と世々親睦なるべし  
日本政府は華盛頓に居留する政事に預る役人を任し又合衆国の各港  
の内に居する諸取締の役人及び貿易を処置する役人を任すべし其  
政事に預る役人及頭立たる取締の役人は合衆国に到着の日より其國  
の部内を旅行すべし  
合衆国の大統領は江戸に居するチプロマチキ、アゲントを任し  
又此約書に載る亞米利加人民貿易の為に開きたる日本の各港の内に  
居するコンシユル又はコンシユラル、アグント等を任すべし其  
日本に居するチプロマチキ、アグント并にコンシユル、ゼネラ  
ルは職務を行ふ時より日本國の部内を旅行する免許あるべし

第二条 日本国と歐羅巴中の或る国との間に差障起る時は日本政府  
の囑に応し合衆国の大統領和親の媒と為りて扱ふべし  
合衆国軍艦大洋にて行遇たる日本船へ公平なる友睦の取計あるべ  
し且亞米利加コンシユルの居留する港に日本船の入る事あらは其各  
國の規定によりて友睦の取計あるべし

第三条 下田箱館の外次にいふ所の場所を左の期限より開くべし

神奈川 午三月より凡十五箇月の後より

西洋紀元一千八百五十九年七月四日

長崎 同断

同断

新潟 同断 凡二十箇月の後より

同 千八百六十一年一月一日

兵庫 同断 凡五十六箇月の後より

同 千八百六十三年一月一日

若し新潟港を開き難き事あらは其代りとして同所前後に於  
て一港を別に撰ふべし

神奈川港を開く後六箇月にして下田港は鎮すべし此箇条の内に載た  
る各地は亞米利加人に居留を許すべし居留の者は一箇の地を価を出  
して借り又其所に建物あれば之を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事  
をも許すべしと雖之を建るに托して要害の場所を取建る事は決して  
為さるべし此撫を堅くせん為に其建物を新築改造修補など為る事  
あらん時には日本役人は見分する事当然たるべし

亞米利加人建物の為に借り得る一箇の場所并に港々の定則は各港の  
役人と亞米利加コンシユルと議定すべし若し議定し難き時は其事件  
を日本政府と亞米利加チプロマチキ、アグントに示して処置せし

むへし

其居留場の周囲に門墻を設けず出入自在にすべし

江戸 午三月より凡四十四箇月の後より

千八百六十二年一月一日

大阪 同断 凡五十六箇月の後より

千八百六十三年一月一日

右二箇所は亞米利加人只商売を為す間にのみ逗留する事を得べし此  
両所の町に於て亞米利加人建家を価を以て借るべき相当なる一区の  
場所并に散歩すべき規程は追て日本役人と亞米利加のチプロマチ  
キ、アゲントと談判すべし

双方の国人品物を売買する事縛りなく其私方等に付ては日本役  
人は是に立会はず諸日本人亞米利加人より得たる品を売買し或は所持  
する儀に妨なし

軍用の諸物は日本役所の外へ売るべからず尤外国人互の取引は差構  
ある事なし

此箇条は約書本為取替済の上は日本国内へ觸れ渡すべし

米并に妻は日本逗留の亞米利加人并に船に乗組たる者及び船中旅客  
食料の為の用意は與ふとも積荷として輸出する事を許さず

日本に産する所の銅余分あれば日本役所にて其時々公けの入札を以  
て払渡すべし

在留の亞米利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に充る事を許すべし

第四条 總て國地に輸入輸出の品々別冊の通日本役所へ運上を納む  
べし

日本の運上所にて荷主申立の価を奸ありと察する時は運上役より相  
当の価を付け其荷物を買入る事を諭すべし荷主若し之を否む時は運  
上所より付たる価に従て運上を納むべし承引する時は其価を以て直  
に買上べし

合衆国海軍用意の品神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に藏めて亞米  
利加番人守護するものは運上の沙汰に及ばず若其品を売払ふ時は買  
入る人より規定の運上を日本役所に納むべし

阿片の輸入嚴禁たり若し亞米利加商船三斤以上を持渡らば其過量の  
品は日本役人之を取上べし

輸入の荷物定例の運上納済の上は日本人より國中に輸送すとも明に  
運上を取立る事なし亞米利加人輸入する荷物は此約に定めたるよ  
り余分の運上を納る事なく又日本船及び他國の商船にて外國より輸  
入せる同し荷物の運上高と同様たるべし

第五条 外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すべし金  
は金銀は銀と量目を以て比較するを云 双方の国人互に物価を償ふ  
に日本と外國との貨幣を用ゆる妨なし

日本人外國の貨幣に價されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より  
日本の貨幣を以て亞米利加人願次第引換渡すべし向後疎普の為め分  
割を出すに及ばず日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得并に  
外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄さるも輸出すべし

第六条 日本人に対し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシユル  
裁判所にて吟味の上亞米利加の法度を以て罰すべし亞米利加人へ対

し法を犯したる日本人は日本役人紀の上日本の法度を以て罰すべし  
日本奉行所垂米利加コンシユル裁断所は双方商入運賃等の事をも公に取扱ふべし

都て条約中の規定并に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシユルへ申達し取上品並に過料は日本役人へ渡すべし両国の役人は双方商民取引の事に付て差構ふ事なし

第七条 日本開港の場所に於て垂米利加人遊歩の規定左の如し

神奈川 六郷川筋を限として其他は各方面へ凡十里

箱館 各方面へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地へは垂米利加人立入ざる管に付其方角を除き各方へ十里且兵庫に来る船々の乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず都て里敷は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり(一里は垂米利加の四千一百七十五ヤルド日本の一里は凡三十二町四十丈間一尺五寸一分に當る)

長崎 其周囲にある御料所を限とす

新潟は治定の上境界を定むべし

垂米利加人重立たる悪事ありて裁断を請又は不身持にて再び裁許に処せられし者は居留の場所より一里外に不可出其者等は日本奉行所より國地退居の儀を其地在留の垂米利加コンシユルに達すべし其者共誦引合等奉行所并にコンシユル糾済の上過去の期限猶豫の儀はコンシユルより申立に依て相協ふべし尤其期限は決して一箇年を越ゆべからず

第八条 日本に在る垂米利加人自ら其國の宗法を念し礼拝堂を居留場の内に置も障りなし并に其建物を破壊し垂米利加人宗法を自ら念するを妨る事なし垂米利加日本人の堂宇を毀傷する事なく又決して日本神佛の礼拝を妨げ神体佛像を毀る事あるべからず双方の人民互に宗旨に付ての争論あるべからず日本長崎役所に於て踏絵の仕来は既に廃せり

第九条 垂米利加コンシユルの願に依て都て出奔人并に裁許の場より逃去者を召捕又はコンシユル捕へ置たる罪人を獄に繋く事協ふべし且陸地並に船中に在る垂米利加人に不法を戒め規則を遵守せしむるか為にコンシユル申立次第助力すべし右等の諸入費並に願に依て日本の獄に繋きたる者の雜費は都て垂米利加コンシユルより償ふべし

第十条 日本政府合衆国より軍艦蒸氣船商船輪船大砲軍用器并に兵器の類其他要需の諸物を買入れ又は製作を誂へ或は其國の学者海陸軍法の士諸科の職人并に船夫を雇ふ事意の體たるべし都て日本政府注文の諸物品は合衆国より輸送し雇入るゝ垂米利加人は差支なく本国より差送るべし合衆国親交の國と日本国萬一戦争ある間は軍中制禁の品々合衆国より輸出せず且武事を扱ふ人々は差送らざるべし

第十二条 此条約に添たる商法の別冊は本書同様双方の臣民互に遵守すべし

第十三条 安政元年寅三月三日(即千八百五十四年三月三日)神奈川

に於て取替したる条約の中此条々に齟齬する廉は取用ひす同四年五月二十六日(即千八百五十七年六月十七日)下田に於て取替したる約書は此条約中に蓋せるに依て取捨べし

日本貴官は委任の役人と日本に来れる合衆国のチロマチキ、アゲントと此条約の規則并に別冊の条を全備せしむる為に要すべき所の規律等談判を遂くべし

第十三条 今より凡百七十一箇月の後(即千八百七十二年七月四日)に當る)双方政府の存意を以て両国之内より一箇年前に通達し此条約并に神奈川条約の内存し置く箇条及び此書に添たる別冊共に双方委任の役人実験の上談判を以し補ひ或は改る事を得べし

第十四条 右条約の趣は来る未年六月五日(即千八百五十九年七月四日)より執行ふべし此日限或は其以前にても都合次第に日本政府より使節を以て垂米利加華盛頓府に於て本書を取替すべし若無余儀子細ありて此期限中本書取替し済すとも条約の趣は此期限より執行ふべし

日本開きたる港々に於て垂米利加商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ垂米利加商船入津次第十四時中(垂米利加の四十八時但日曜日を除く)に船司又は頭立たる者より日本役所へ垂米利加コンシユルの請取の書付を差出すべし

此請取書は垂米利加國の捷通り認たる船目録 其外の書類を垂米利加コンシユルへ預けたる請取書なり並に其者共其船の差出書を出すべし

右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名顧敷船司或は頭立たる者の名乗来る旅人の名(乗組有之節は認入る) 一船の乗組人數を認たる者にして書面の通相違無之旨を船司或は頭立たる者奥書致し證拠として当人の名前を認入たる者なり

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし

右は其荷物の譜牒并に番付且其入目斤数等を送狀に認めし通に写し荷物引請先の人々の名を記せる者なり

船中用意の品物の目録も告書へ加ふべし

但船中用意の品も書面通相違無之旨船司又は頭立たる者奥書し其名前を記すべし

此告書の文面相違の廉日本十一時(垂米利加の一十四時但日曜日を除く)の中に心附改るに於ては過料の沙汰に及ばず若其期限後に至り書改る處又は告書に書入れするに於ては十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし

積荷總目録 告書中に載さる品を陸揚するに於ては其品一重の運上を日本役所に納むべし船司或は頭立たる者入港の手数納方前書の期限に後る時は過料として一日愈る毎に六十ドルラルの過料を日本役所に納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船々(軍艦を除く)運上方改の役人乗組まする儀当然たるべし乗組の者共は右役人に対し不敬無之丁寧に取

扱いたし船中可成丈相当の用便を為すへし夜中は日本役所より許なくして荷卸すべからず

荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸口メリ口共夜中は日本役人鍵を御し或は印封し夫々の取締を為し置へし萬一許なく之を開き又は鍵印封を破り品物を引出す等の者は其犯せる人毎に六十ドルラルの過料を日本役所に取立へし

日本役所へ当然の差出書を出さずして荷卸いたし或は其事を謀れる品々は次の箇条に定めたる通取押へ日本役所に取上へし

荷物の中積荷目録に載さる品々を取隠し置取納を減せんと仕組たる者は其品を日本役所に取上へし

日本の開かざる港にて密売買を為すは勿論其仕組有之亜米利加船は其品を日本役所に取上の上犯せる毎に千ドルラルの過料を納むへし修復の為入港の船々は運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るへしと雖藏敷作事并に番人等の諸入用は相当の償を出すべし

若し其荷物の内を売ねふ時は其荷物丈は規定の通日本役所に運上を納むへし

積荷を同港内の他船へ移す時は日本役人見分の上事情明白に相分り免狀を受る上は定の運上なし阿片の輸入嚴禁たり然るに密商し又其事を謀る輩は阿片一斤毎に十五ラルドルの過料を日本役所に納むへし其組合の人数の多少に拘らず此法を以てすべし

### 第三則

品物を送る荷主又は引受先の者より入港の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所に出すべし

此書面は荷主又は引受人の名前積送たる船の名荷物の譜牒番付其積荷の斤数石高每品の代料を認め其総石高を其書付の末に認むへし

都て此差出書付は持主又引受人認たる偽なき価を申立る書面にて日本役所の規定に触れたる隠し荷物なき證拠として銘々名前を記すべし

右之通積荷目録 差出等の書類日本役所に差出し右書付引合せ積荷用意品等取調済迄は品物とも日本役所の預りたるへし

日本役所右之通差出たる荷物の内或は總体を定式の通改むへし若し運上役所に引上け改る事ある時は輸入人の失費相掛け可成丈品物の損せざる様に致し改済の上は元の如く始末すべし尤取調方格外時日を費さるるへし

荷主或は輸入人銘々持受の品改済役所より引渡さるる以前輸入の途中（日本役所へ差出さざる以前の事をいふ）破壊損傷の品々心附く時は当人より其段運上役所に申立其品取扱ふ職業の廉潔なる者兩人以上出会い直組致させ其荷物毎に損し高を分割に記し其譜牒番数共に證書に相認込へし尤日本役人立会にて直組人等名を記すべし右の證札兼々持參の差出書へ添へ總高の内を引落すべし尤条約第四箇条の取極の通運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず

諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すべし

輸出に極りたる荷物は船に輸送する前廣に運上役所へ船名荷物の譜

牒番付入高斤數量目性合併に代料を記せる差出書付を出し書面の通偽なき由を輸出入等證拠として其名前を認むへし運上役所へ差出し以前船中へ積だる荷物并に運上役所へ差出し済の上禁制の品を躊躇に荷積の内へ入れ有之は改の上日本役所に取上へし船中當用の品又は乗組旅客の當用衣類等は運上役所に差出さざるへし

### 第四則

出港手数を願ふ船々は日本十一時（亜米利加の二十四時）前に運上役所へ申立へし此期限中に右手数運々せざる様取扱ふは勿論たるへし右手数差止る事あらは日本役人より船司又は頭立たる者并に其船荷の取引人等へ其段申渡し亜米利加コンシユルに申達すべし合衆国の軍艦は入港出港運上筋の手数に及ばず運上役人并に番兵等差權ふ事なし

合衆国飛脚の為の蒸氣船は入港出港の手数を一日に致し日本に上陸する旅客并に品々の外は告書差出し書面の手数なしと雖何箇度にても入港の度毎に出港入港の手数はいたすべし薪水食料等用意の為入港の鯨漁船或は難船は其積荷の告書を出さずと雖若其積荷を売却はんと願ふ時は第一則の通定式輸入の手数をいたすべし税則並に条約書中に船と唱ふるものはシキップ、バルク、ブリッキ、スクーネル、スループ、蒸氣船等を總ていふなり

### 第五則

日本運上役所の規則に違ひたる偽差出し積荷目録を出し并に證書に名前を記せる輩は其犯す毎に百二十五ドルラルの過料を日本役所に納むへし

### 第六則

噸税は日本開港の場所に於て亜米利加商船より取立すと雖左の規定の通其地々々の運上役所に納むへし

一船の入港手数に付	十五ドルラル
一船の出港手数に付	七ドルラル
夫々の免狀に付	一ドルラル半
場所々々健固狀に付	一ドルラル半
其外の各書に付	一ドルラル半

### 第七則

總て日本開港の場所へ陸上する物品には左の運上目録に従ひ其地の運上役所に租税を納むへし

#### 第一類

貨幣に造りたる金銀并に造らざる金銀當用の衣服  
家財并に商売の為にせざる書籍

何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るへし  
右の品々は運上なし

#### 第二類

凡て船の造立綱具修復或は船装の為に用ふる品々鯨漁具の類鯨鹽漬食物の諸類パン并にパンの粉、生たる鳥獸類、石炭、家を造るための木材、米、穀、蒸氣の器械、トタン、鉛、鰐、生鶴

右の品々は五分の運上を納むへし

#### 第三類

都で蒸溜或は釀し種々の製法にて造りたる一切の酒類

右は三割五分の運上を納むべし

#### 第四類

凡そ前条に舉さる品々は何に寄らす一割の運上を納むべし金銀貨幣并に樟銅の外日本産の物積荷として輸出する時は五分の運上を納むべし

右は神奈川開港後五年に至り日本役所より談判次第入港出港の税則を再議すべし

### 英國倫敦覚書

文久二年壬戌五月九日（一八六二・六・六）於ロンドン調印

日本国内に外国との交際を害せる一黨あり其逆意之爲め  
大君及其執政は日本と条約を結びし外國との交誼を保護し難じと思  
へば是を日本在留の英國女王のミニストル江は

大君の執政より告げ女王の政府江は

大君より英國江遣せる使節より報告したり

女王の政府は此報告を熟考し下に記したる取極を以て千八百五十八年第八月廿六日大不列顛と日本と取結たる条約の第二ヶ条中之事を施行するを千八百六十三年第一月一日より算し五年之間延すことを承諾せんと預定せり右条約第三ヶ条中に不列顛人之爲千八百六十年第一月一日より新潟或は日本の西海岸にある他に相當之一港を開き千八百六十三年第一月一日より兵庫を開き且不列顛人居留之爲千八百六十二年第一月一日より江戸府を開き千八百六十三年第一月一日より大阪府を開く事を定めしなり

英國政府日本の執政に現今其国に在る逆意之ものを鎮むる爲め要せる時限を得せしめんか爲条約上當然之理を扼而此大事を容允せんと思へり然れども英國政府は大君及び其執政に長崎箱館神奈川港に於て右之外条約中之取極を厳重に施行し且外国人を攘斥する古法を廢し就中左之件々を取除くべし

第一 千八百五十八年第八月廿六日之条約十四ヶ条に基き商物之諸種を日本人より外国人に売渡すに貿易事ニ付是を拒む事

第二 諸職人殊に工匠船夫船傭夫事を指南する人及び従僕等其名に拘らす是を傭ふ事に付是を拒む事

第三 諸大名其產物を市場に送り及其自家之人を以直に是を売を拒む事

第四 運上所之役人及他之土人之中賞を取る存意ありて彼是事ニ付拒む事

第五 長崎箱館神奈川港に於て外国人と交易する人に身分の限程を立て之を許すを拒む事

第六 日本人と外国人の間に懸親の徒から勝手に交るを拒む事

右の取極は素より条約に於て

大君及執政之守護すべき所なれば若し此取極を厳密に遵守せざる時は英國政府上に述たる千八百六十三年第一月一日より算したる五年

の期限中何時にも此書付に載せ港都之事に付たる允諾を止め千八百五十八年第八月廿六日の条約にあるケ条を遷延せず盡く施行し上に言ふ所の港都を英人の交易居留の爲に開くべき事を

大君及び其執政に促すの理あるべし

英國女王江差遣されたる

大君の使節は日本歸國の上外國交易の爲に對馬の港を開くの処置且利益ある趣書を

大君及執政に述べし此処置は日本之利益を現に進歩せしむるの舉なり且使節より説述し大君及執政に其厚意を歐羅巴人民に示し日本に輸入せる酒類の税を減し玻璃器を五分税を收むる諸品中に加入するを許して日本と歐羅巴との交易を盛にせんと欲する意あるを示さしむべし

此舉によりて条約取結之節失念せしを補ふべし使節尚

大君及執政に横浜長崎に納屋を取建るの処置を上告すべし此納屋は陸揚する荷物を日本土官の取締にて預り置輸入主其荷物の買請人を得輸入税を拂ひ之れを他所に移すの用意ある迄は税を拂ふ事なく入

置爲なり英國女王の外國事務特派セクレタリー

大君の使節共に此覚書に手記し此書をセクレタリーよりは日本在留の英國女王の公使に送り使節よりは

大君及執政に送り千八百六十一年第六月六日双方にて協議せる証じす

### 改税約書

慶応二年五月十二日（一八六六・六・一五）

英仏米蘭四公使ト於江戸各國文ヲ以テ五通ニ認メ各通ニ連名調印  
日本安政戊戌（西洋千八百五十八年）日本政府と大貌利太尼亞、  
仏蘭西、垂米利加合衆国、荷蘭、四箇国と取結ひ条約に添たる交易規則第七則に定め置し通り其輸入輸出の運上目録を改むべき旨右四箇国之名代人夫々の政府より一様の命令を受け且又日本慶応元年乙丑十月（西洋千八百六十五年十一月）四箇国之名代人大阪に赴きし折日本政府より輸入輸出の諸品都て価五分の運上を基本として右運上目録を猶豫なく改むべき趣を約束し將日本政府は外國との交易を盛んにし和親の交際益篤からん事を欲するの證を更に顯はさんか爲め日本外國事務老中水野和泉守殿大貌利太尼亞の名代人シル、  
ハルリ、エス、パトクス、仏蘭西の名代人モッシュル、レオノロセス垂米利加合衆国名代人エ、ル、シ、ボルトメン、エスクワイル  
荷蘭の名代人モッシュル、ド、デ、ガラーフ、フアン、ポルスアル  
ツク會議の上左の十二条を決定せり

第一条 各政府の名代人として此度約書を議定せし、全權は此約書に添たる運上目録を採用し各政府の臣民皆堅く之を遵守すべき事とせり

其運上目録は日本と右四箇国と取結たる条約に添たる元の運上目録に代るのみならず又日本政府と大貌利太尼亞、仏蘭西、垂米利加

合衆国政府と是迄度々取結たる右運上目録に關係せる別約にも代れるものとす右新運上目録取行ふ事神奈川に於ては日本慶応二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より長崎箱館に於ては同六月廿一日（第八月一日）よりとす

第二条 此度の約書に添たる運上目録は調印の日より日本と右四箇国の取結たる条約の内に併せたれば日本永壬申年中（西洋千八百七十二年第七月一日）に至り改むべしと雖も茶生絲運上の分は此度の約書調印より一箇年の後雙方の内何れの方よりなりとも六箇月前に告知し前二箇年中平均相場の五分に基き之を改る事を求むべし又材木の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して時相場に従ひ運上を納る事を改めて品物に従ひ運上高を定むる事を得べし

第三条 元条約に添たる交易規則の第六則に従ひ是迄取立來れる免状料は此度より相廢せり尤荷物陸揚船積に付ての免状は是迄通りたるべしと雖も以後は其謝銀を出す事なかるべし

第四条 神奈川に於て日本慶応二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）長崎、箱館に於て日本慶応二年丙寅八月二十三日（西洋千八百六十六年第十月一日）より日本政府輸入する者の求に応し運上を納る事なく其輸入品を蔵に入置用意を為すべし日本政府にて其品を預り置間は盜難竝風雨の損害なき様引受べし尤火難は政府にては引受すと雖も外國商人共右荷物火難の受合十分出来すべき様堅固の土蔵を取建べし就ては荷物を輸入する人又は荷主之を蔵より引取らんとする時は運上目録通りの運上を拂ふべし其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納むるに及ばず荷物を引取る節は何れにも嚴敷を拂ふべし右蔵敷高竝貿易取扱規則は雙方相談の上議定すべし

第五条 日本の產物は運送の陸路水路修復の為諸商売に付て取立る通例の運上の外は別に運送運上を納むる事なく日本の内何れの地よりも外國交易の為開きたる各港へ運送する事勝手たるべし

第六条 日本と外國との条約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同様の割合を以て適用すべしと取極たる箇条に従ひ是迄日本運上所にて墨其西哥ドーラルを以て運上を納むる時は壹分銀の量目に比較しドルヲル百枚を壹分銀三百十一箇の割合を以て請取来り然る処日本政府に於て右仕來を改め總て外國の貨幣日本貨幣と引替る事に障りなき様にし又日本通用の貨幣を不足なき様にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を決せり然る上は日本人又は外国人より差出すべき總て外國金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ其諸雜費を差引其質の真位を以て其為め定めたる場所にて引替ふとす此処置を行ふ為め日本と条約を取結ひし各國は此条約に書載たる貨幣通用に關係せる箇条を改むる事緊要なれば右箇条を改むる様日本政府より申談し承諾の上日本永丁卯十一月中（西洋千八百六十六年第一月一日）より其処置を行ふべし吹替の雜費として取立べき高の割合は向後雙方の全權協議の上定むべし

第七条 運上所諸取扱荷物の陸揚船積及び船足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴たる不都合を除かんか為に各開港場の奉行速に外國のコンシユルと談判に及び雙方協議の上右の不都合決して無

之様規則を立て交易の道並各人の所務を可成容易くし且安全ならしむる様雙方爰に議定せり

右規則の内には各港に於て外國人荷物陸揚船積の為に用ふる波戸場の内にて荷物雨露に損せざる様小屋掛を作る事を書入へし

第八条 日本人身分に拘はらず日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船蒸氣船共買入るゝ事勝手たるべし大軍艦は日本政府の免許なければ買入るゝ事を得ず

日本人買入たる諸外國船は蒸氣船は一頓に付壹分銀三箇帆前船は一頓に付壹分銀一箇の運上を定通り相納る時は日本の船として船籍に書載すべし尤其船の噸数を定むる為め日本長官の需に応じ其筋のコンシユルより本国の船目録の写を相示し其真を證すべし

第九条 日本と右四箇国と取結ひたる条約且日本政府の使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千八百六十二年第六月六日）大貌利太尼垂政府へ送れる覚書及び同閏八月十三日（第十月六日）仏蘭西政府へ送れる覚書に載せたる別約に従ひ日本人と外國人と交易又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て日本政府より既に触書を達したり就ては日本の諸商人政府役人の立合なく相対に日本の開港場及び此約書中第十条に載せたる仕方に海外へ出る許しを得れば各外國に於ても外國商人と交易する事勝手たるべく尤日本商人通例商売に付て取立る運上より余分は日本政府へ收むる事なし且諸大名並に其使用する人々現在取締の規則を守り定通の運上を納る時は日本役人の立合なく諸外國又は日本の諸開港場に赴き其場所にて交易する事右同様勝手次第たるべし

第十条 日本人身分に拘はらず日本の開港場又は各外國の港々より日本の開港場又は外國の港々に赴くべき日本人所持の船又は条約済外國船にて荷物を積入るる事勝手たるべし且既に日本慶応二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年第五月廿三日）日本政府より触書を以て布告せし如く其筋より政府の印章を得れば修行又は商売する為め各外國に赴く事並に日本と親睦なる各外國の船中に於て諸般の職事を勤むる事故障なし外國人雇置く日本人海外へ出る時は開港場の奉行へ願出政府の印章を得る事妨げなし

第十一条 日本政府は外國交易の為め開きたる各港最寄船々の出入安全のため燈明台浮木瀬印木等を備ふべし

第十二条 此約書取行ふ以前雙方政府許允の沙汰を侍に及ばざる故日本慶応二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より取行ふべし

## 運上目録略